

公益財団法人 タカノ農芸化学研究助成財団

役員、評議員の報酬及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人タカノ農芸化学研究助成財団（以下「本財団」という。）定款第 14 条及び第 30 条の規程の基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 役員等はすべて、非常勤とし報酬等は支給しない。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け入れる財産上の利益及び退職慰労金であって費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び日当をいい報酬等とは明確に区分されるものとする。

(費用の支給等)

第 3 条 本財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 支払いの規程については別途定める「旅費規程」に基づき支払うものとする。

(公表)

第 4 条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改正)

第 5 条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第 6 条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人タカノ農芸化学研究助成財団の設立の登記の日から施行する。

附 則 2

改定後この規定は、令和 1 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 3

改定後この規定は、令和 7 年 7 月 5 日から施行する。